第３２回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２９年１月３１日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１９名

１番（会長）	川﨑　善昭	１０番	瀬治山満弘	１７番	金川　勇次
２番（会長代理）	井手　重則	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
３番	安田　敬司	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
５番	内田　政秀	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
６番	欠員	１４番	野邊　俊博	２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見
９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満		

欠席委員　　１名　　７番　塔尾　秀雄

議事録署名委員　　８番　瀬治山　秋美　　２１番　鳴海　正文

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第２０３号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第２０４号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第２０５号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第２０６号	非農地証明願いについて
第６	議案第２０７号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第７	議案第２０８号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第８	議案第２０９号	串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について
第９	追加議案第２１０号	農業委員の辞任同意について
第１０	追加議案第２１１号	調査区域の変更について

会　長　　ただいまから、第３２回農業委員会総会を開催いたします。本日は７番委員より欠席届が出ていますので、出席委員は１９名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、８番　瀬治山秋美　委員、２１番　鳴海正文　委員にお願いします。

会　長　　審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案の訂正をお願いします。
議案第２０８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、受付番号１７番の利用目的の欄につきまして、田と記載しておりましたが、正しくは畑でありますので訂正をお願いします。
受付番号１８番につきましても、同じく利用目的を田と記載しておりましたが、正しくは畑でありますので訂正をお願いします。

会　長　　説明はお聞きのとおりであります。ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

会　長　　まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局　　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、報告いたします。
今回の合意解約は３６件でございます。内容といたしましては、賃借料の見直しによるものが主な解約の理由となっております。

会　長　　報告はお聞きのとおりでございます。

議案第２０３号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長	次に議案２０３号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 それでは議案２０３号、受付番号１番から５番の５件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２０３号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番から５番の所有権移転に関する５件であります。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、 であり、今回の許可申請、受付番号１番から５番の５件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
１０番	議案第２０３号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番と２番の所有権移転に関する２件であります。 まず、受付番号１番については、渡人が高齢で管理できないため、以前から耕作している受人へ売却するも

１０番	のです。受人は生産牛５頭を飼養しており、申請地の畑で飼料を作付けしています。周囲は飼料と食用甘藷が作付けされていますが、農薬をほとんど使用しないため周辺の農地への影響はありません。また、本人の農業従事日数が３００日であり、農業経営に必要な機械保有・労働力・技術面からみて問題ないと考えます。 受付番号２番につきましては、渡人が高齢で規模縮小のため受人へ売買し、受人は申請地に飼料稲を作付けし、畜産農家へ供給し規模拡大を図られるとのことです。受人は飼料稲７０アールと地頭鶏６，０００羽を飼養しており、農業従事状況については３００日以上の従事日数があり、機械保有・労働力・技術面も問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。なお、周辺農地は水稲地帯で、農薬散布・水利調整などの共同作業に参加するため、周辺農地に影響を与えることはないと考えます。 以上、福島地区委員会においては、受付番号１番と２番の所有権移転に関する２件について、慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議よろしくお願いします。
会　長	次に大東地区委員会より、受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１５番	議案第２０３号、農地法第３条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号３番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号３番につきましては、現在は受人が申請地を耕作しているため、渡人は売却したいと相談したところ、今回売買することとなりました。受人は申請農地に食用甘藷を作付けするとのことです。農業経営に必要な機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人が１００日、妻が３００日、父が３０日あり問題ないと考えます。申請地周辺農地は、食用甘藷の作付地帯であるため、農薬の使用による違いなどの問題はありません。 以上、大東地区委員会において、受付番号３番の所有権移転に関する１件について、慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号４番から５番の２件の説明をお願いします。
２１番	議案第２０３号、農地法第３条の規定による許可申請について、市木地区は受付番号４番と５番の所有権移転に関する２件であります。

２１番	受付番号４番の渡人は、高齢で管理ができないために、受人は相手方の要望により取得するものです。取得後は水稲を作付けする計画です。譲受人の農業状況については、水稲とミカン及び柿を作付けしており、年間本人が１５０日以上の従事日数があります。なお、農業経営に必要な農業機械については、リースにて対応するため問題ないと思います。 受付番号５番は、労力不足により規模縮小するもので、譲受人は規模拡大を行うために取得するものです。取得後は水稲を作付けする計画です。譲受人の農業従事状況については、本人が年間２００日以上の従事日数があるため問題ないと思います。なお、農業経営に必要な農業機械の保有もあり、技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っています。また、受付番号４番と５番の申請地周辺一帯は、水稲が作付けされており、農薬の使用方法の違いによる問題もありません。 以上、市木地区委員会において、担当委員から地区委員会で報告を受け、受付番号４番と５番の所有権移転に関する２件を審議しましたが、２件すべてが農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２０３号、受付番号１番から５番の５件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２０３号、受付番号１番から５番の５件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０３号、受付番号１番から５番の５件については、許可することに決定します。 **議案第２０４号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について**
会　長	次に議案第２０４号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは議案第２０４号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思い

会　長	ます。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２０４号、農地法第４条の規定による許可申請は、受付番号１番と２番の２件であります。 農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番と２番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番と２番の２件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、大東地区委員会より受付番号１番から２番の２件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１５番	議案第２０４号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、大東地区は受付番号１番と２番の２件でございます。 受付番号１番について、祖父が住宅及び倉庫建築を行ったが、地目変更されていなかったことから今回申請するものです。周囲は住宅地であるため農地はなく、また、境界にはブロックが積んであり土砂流失などの問題もありません。雨水及び家庭排水は道路に設置された側溝に排水するため、周辺地に影響はありません。

１５番	受付番号２番につきましては、申請地の山林を相続したが地目変更がされていなかったため、今回申請するということです。申請地周辺は山林化しており、影響を与える農地もなく、雨水は地下浸透であるため問題は何もありません。 以上、大束地区委員会において受付番号１番と２番の２件を慎重審議してまいりましたが、すべてが農地法第４条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第２０４号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２０４号、受付番号１番から２番の２件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０４号、受付番号１番から２番の２件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。
	議案第２０５号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
会　長	次に議案第２０５号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは議案第２０５号、受付番号１番から６番の６件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２０５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請は、受付番号１番から６番の所有権に関する６件であります。 農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合

事務局	「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番から５番の５件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている「第１種住居地域」に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号６番の申請農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から６番の６件につきましては、許可要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会より受付番号１番から６番の６件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１０番	議案第２０５号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から６番の６件でございます。 受付番号１番から５番までは受人と転用目的が同じですので、同時に説明します。また、現地は１番から５番までは隣接しております。申請地は耕作不便なため、太陽光発電事業を実施するものです。北側が JR 日南線、それ以外の周辺は竹林に囲まれており、耕作に大変不便なところです。雨水は南側に側溝を設け、一部は地中に埋設し、市道側溝に流します。安全を確保するため周辺にフェンスを設置し、保安帯を設けます。周辺には農地もなく、何も問題ないと考えます。 受付番号６番については、申請地が受人の自宅裏手に位置し、農地としても狭小のため耕作不便であること

１０番	から、サカキを植林し山林として管理していくとのことです。また、周りは受人の山林であり、雨水の排水については、申請地が狭小のため自然排水で対応可能と判断でき、土砂流失や災害を発生させる恐れはなく問題ありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から６番の６件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２０５号、受付番号１番から６番の６件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２０５号、受付番号１番から６番の６件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０５号、受付番号１番から６番の６件は許可相当とし、意見を付して県へ進達します。 **議案第２０６号：非農地証明願いについて**
会　長	次に議案第２０６号は、非農地証明願いについてであります。 それでは議案第２０６号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２０６号 非農地証明願いについては、受付番号１番から３番の３件であります。 非農地証明願につきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第２条第１項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために、農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。受付番号１番と２番につきましては、昭和５１年７月５日施行『宮崎県証明書交付手続要領』にあります、非農地認定基準の農地法施行（昭和２７年１０月２１日）以前から農地以外の土地に該当し、受付番号３番につ

事務局	きましては、１０年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち、次のすべての要件に該当していることとなっています。その要件は、 （ア）農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと （イ）農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと （ウ）集団性のある優良農地内でないこと であり、要件に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われます。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、大東地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
１５番	議案第２０６号、非農地証明願いについて、大東地区は受付番号１番と２番の２件でございます。 受付番号１番は、申請者の祖父が明治３２年に農家住宅として建築しましたが、その間、屋根やサッシをいれかえるなど行っていることから、古いような住宅ではありませんが、市税務課発行の固定資産税名寄台帳により、建築年も確認できたことから、農地法施行以前に建築された住宅と判断することに問題ありません。 受付番号２番は、スギが植林されていましたが、現在は伐採後の切り株のみでありました。幹回りも大きいことから、農地法施行以前の植林であると判断されるところでございます。 以上のことから、大東地区委員会で受付番号１番と２番の２件について慎重審議しましたが、２件ともに農地法施行前の事業実施であるため、非農地証明を発行することは妥当であります。皆さんのご審議をお願いします。
会　長	次に市木地区委員会より、受付番号３番の１件の説明をお願いします。
２１番	議案第２０６号、非農地証明願いについて、市木地区は受付番号３番の１件であります。現地を確認したところ、受付番号３番の申請地については、急傾斜地で山林・原野化しており、農地に復旧して利用することは困難な状態でありました。 市木地区委員会において、受付番号３番の１件について慎重審議してまいりましたが、非農地証明の発行は

２１番	妥当であると思いますので、皆さんのご審議をお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。これより議案第２０６号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２０６号、受付番号１番から３番の３件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０６号、受付番号１番から３番の３件を承認し、非農地証明を発行することに決定いたします。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。
事務局	平成２９年１月分につきましては、串間市長より平成２９年１月２２日付、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。 内容につきましては、議案第２０７号・所有権移転が１件・面積が４，６７０㎡、議案第２０８号・受人が認定農業者である利用権設定が３７件・面積が４３，９６９㎡であります。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。
	議案第２０７号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転
会　長	議案第２０７号は、農用地利用集積計画の所有権移転分についてであります。 それでは議案第２０７号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、

会　長	事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２０７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番の１件であります。 「農用地利用集積計画承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること 第２号イ）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること 第２号ロ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、受付番号１番の１件について、福島地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１０番	議案第２０７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、福島地区は受付番号１番の１件であります。 受付番号１番の１件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件において該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２０７号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）

会　長	ないようでございますので、議案第２０７号、受付番号１番の１件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０７号、受付番号１番の１件を承認して市へ通知します。
	議案第２０８号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分
会　長	次に議案第２０８号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。 審議に入ります前に、当該議案に１２番委員に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。また、関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （　１２番委員　退室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは議案第２０８号、受付番号２９番から３０番の２件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２０８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分は受付番号１番から３７番の３７件でありますが、先に受付番号２９番と３０番の２件について説明いたします。 この２件につきましては、串間市が事業規程を承認した、はまゆう農業協同組合農地利用集積円滑化団体が申請農地を転貸する農地利用集積円滑化事業に関するものであります。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号２９番と３０番の２件につきましては、先ほど議案第２０７号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。

会　長	ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会より受付番号２９番から３０番の２件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１０番	議案第２０８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番から３７番の３７件でありますが、先に受付番号２９番と３０番の２件を説明します。 受付番号２９番と３０番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号２９番と３０番の２件において該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２０８号、受付番号２９番から３０番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２０８号、受付番号２９番から３０番の２件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０８号、受付番号２９番から３０番の２件を承認して市へ通知します。 暫時休憩いたします。 （　１２番委員　入室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。

会　長	それでは議案第２０８号、先に審議決定しました受付番号２９番から３０番の２件を除く、受付番号１番から３７番の３５件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２０８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、先ほど説明しました受付番号２９番と３０番の２件を除く、受付番号１番から３７番の３５件について説明します。 受付番号３７番を除く３４件につきましては、串間市が事業規程を承認した、はまゆう農業協同組合農地利用集積円滑化団体が申請農地を転貸する農地利用集積円滑化事業に関するものであります。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号２９番と３０番の２件を除く、受付番号１番から３７番の３５件につきましては、先ほど議案第２０７号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。 また、受付番号３５番の１件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。受付番号３５番につきましては、相続権を有する者すべての同意が得られているため、該当要件を満たしております。皆さんのご審議をお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会より受付番号２９番から３０番の２件を除く、受付番号１番から３７番の３５件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１０番	議案第２０８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番から３７番の３７件でありますが、受付番号２９番と３０番の２件を除く、３５件について説明します。 この３５件すべてにおいて、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、この３５件について該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第２０８号、先に審議決定しました受付番号２９番から３０番の２件を除く、受付番号１番か

会　長	ら２７番の３５件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２０８号、先に審議決定しました受付番号２９番から３０番を除く、受付番号１番から３７番の３５件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０８号、先に審議決定しました受付番号２９番から３０番の２件を除く、受付番号１番から３７番の３５件を承認し、市へ通知します。 暫時休憩します。 （　農業振興課　入室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第２０９号：串間市農業振興地域整備計画に係る意見の聴取について
会　長	次に議案第２０９号、串間市農業振興地域整備計画変更、農振農用地区域内からの除外２件に係る意見の聴取についてを議題といたします。まず、農業振興課からの説明を求めます。
農業振興課	今回、議案第２０９号で串間市農業振興地域整備計画変更の意見聴取をお願いするものでございます。 まず、除外の１番については、所有者がこれまで畜産農家に耕作をお願いしていましたが、周囲が山林であることから耕作することが困難であるということで返還されました。その後、耕作者を探されたようですが、なかなか対応する農業者が見つからないということで、今回、財産である土地を適切に管理していくために植林を行いたいとの申請があったものでございます。担当課といたしましては、所有者が高齢で農業ができず、また、申請地だけが高台となっているため周辺農地と一帯性がなく、また、隣接する農地の北側に位置しているため、日照問題で周辺農地に影響を与えることはないと判断されることから、除外は妥当であると考えています。 次に、除外の２番につきましては、市内に風力発電施設が建設されることに伴うものでございます。本城・

農業振興課	都井地区に建設される風力発電から、大字西方に設置される変電所まで送電線を引くことになっておりまして、その鉄塔を２７鉄塔が建設されますが、そのうち４鉄塔分が農用地区域内に建設されることから、除外申請が提出されております。今回の除外申請地については、４鉄塔のうち３鉄塔は山林に建設されることから周辺農地への影響はなく、また１鉄塔はミカン園の一部に入るものの、鉄塔の土台はコンクリートによる基礎とすることで土砂崩壊を防ぎ、雨水については地下浸透となるため問題ないと判断しております。ご検討よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 それではただいまの説明に対し質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、担当課の退席を求めます。 暫時休憩します （　農業振興課　退室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それではただいまの説明に対しまして、大東地区委員会より受付番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１５番	議案第２０９号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、大東地区は受付番号１番の除外に関する１件であります。 今回の申請について、申請者は２５年前から離農し後継者もいなかったため、申請地を畜産農家に貸し付けていましたが、高齢となり耕作が困難であること、ほかに耕作してくれる農業者もいないため、今後農地としての利活用が見込めないと判断し、今後はスギ３００本程度を植林し、周辺の自己所有の山林と一体的に管理する計画であります。申請地は山林に囲まれ、有害鳥獣の被害も多いことから農地として利用が困難であるため、申請地の除外はやむを得ないと思われます。 以上、大東地区委員会において、今回の受付番号１番の除外について慎重審議してきましたが、妥当であると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会　長	次に、本城地区委員会より受付番号２番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１７番	議案第２０９号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、本城地区は受付番号２番の除外に関する１件であります。 今回の申請地について、風力発電所の建設計画に伴い、変電所まで引く送電線の鉄塔用地を建設するための除外申請であります。送電用支持物設置の選定に当たっては、発電所側から西側に位置する変電所までの、系統連結鉄塔の送電距離・電圧などから、地上高を確保するため鉄塔の規格を選定しています。また、送電ルートは極力最短であること、建設地の地盤崩壊の恐れがないこと、建設資材等の運搬が容易であることなどから選定されております。今回、風力発電を整備することで、売電はもとより再生可能エネルギーを利用した本市の情報発信につながる事業計画であり、該当する４鉄塔のうち３鉄塔は山林であり、周囲も山林であるため影響はありません。１鉄塔はみかん園の一部に建設予定でありますが、コンクリート基礎により土砂崩壊を防ぎ、雨水排水については地下浸透とするため、周辺農地への問題はないと考えます。 以上、本城地区委員会において、今回の受付番号２番の除外について慎重審議してきましたが、妥当であると思われます。皆さんのご審議を宜しくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。他に意見はありませんか。
	（　なしの声　）
会　長	それではお諮りいたします。 議案第２０９号、串間市農業振興地域整備計画変更、農振農用地区域内からの除外２件について、担当地区委員から出された意見を付し、妥当であると市へ通知することに異議はありませんか。
	（　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０９号、串間市農業振興地域整備計画変更、農振農用地区域内からの除外２件は、意見を付して妥当であることを通知します。 暫時休憩します。
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議案第２１０号：農業委員辞任の同意について

会　長　ただいま事務局より追加議案が２件提出されましたので、審議を行いたいと思います。
まず追加議案第２１０号、農業委員の辞任同意について議案といたします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局　追加議案第２１０号、農業委員辞任の同意についてご説明いたします。
まず、提案理由につきましては、７番委員より辞任願いが提出されたため、農業委員の同意を求めるものでございます。辞任願の理由につきましては、今般、病気療養に専念するため、農業委員としての職務を遂行することができないことから、旧農業委員会等に関する法律第１６条の規定により、平成２９年１月１０日付で７番委員より辞任願いが提出されております。今回の農業委員の辞任にあたっては、辞任の要件として、辞任について正当な理由があることとされており、７番委員につきましては病気療養に専念されるとのことですので、妥当であると判断しているところでございます。二つ目に農業委員の同意が必要であることとなっており、今回出席されている農業委員の過半数の同意をもって承認することになりますので、ご審議方よろしくお願いします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
ただいまから議案第２１０号、農業委員の辞任同意について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　ないようでございますので、議案第２１０号農業委員の辞任同意について、７番委員から提出されました辞任に同意することを、承認してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第２１０号、農業委員辞任の同意については、出席委員全員の同意が得られましたので、平成２９年１月３１日付けをもって辞任することに承認したします。

追加議案第２１１号：調査区域の変更について

会　長　次に、議案第２１０号で審議しました７番委員の辞任同意承認に伴い、追加議案第２１１号、調査区域の変更について議題といたします。まず、事務局からの説明を求めます。

事務局	議案第２１１号、調査区域の変更についてご説明いたします。 ただいま、議案第２１０号で７番委員の辞任同意が承認されましたので、調査区域の変更を提出するものでございます。これまで７番委員の担当区域でありました、東本西方・中本西方・西本西方・鹿谷地区を、１０番委員の調査区域として追加することをご提案いたします。皆さんのご審議をお願いします。
会　長	ただいまから議案第２１１号、調査区域の変更についての質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでありますので、議案第２１１号調査区域の変更について決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２１１号、調査区域の変更について決定いたします。 変更のありました１０番委員につきましては、調査区域が広がることになりますので、今後の調査等よろしくお願いします。
会　長	以上で、議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。 暫時休憩します。